

< 交付対象者一覧 >

	対象事業者
(ア)	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同法第2条第5項第5号又は同法第2条第6項の規定により、「特例中小企業者」であることについての村長の認定を受け、かつ融資を受けた事業者であること。</p> <p>※中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項により規定されるものを指します。</p>
(イ)	<p>全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、奈良県から施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主で、かつ「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付決定を受けた事業者であること。</p>
(ウ)	<p>感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して給付される「持続化給付金」の給付決定を受けた事業者であること。</p>
(エ)	<p>感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、具体的な対策（非対面型ビジネスモデルへの転換など）に取り組む小規模事業者等に対し、対策にかかる費用が補助される「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」の交付決定を受けた事業者であること。</p>
(オ)	<p>経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」を感染症の影響を理由に支給決定を受けた事業者であること。</p>
(カ)	<p>その他村長が必要と認める感染症の影響に対する支援を受けた事業者であること。</p>